SNSの理解を深めるために～避けたほうがいいこと～

1.SNSの友達=友達になったではない
例) Facebookで友だち1000人になった！

またSNSは特に顔が見えない、年齢が分からない、男性なのか女性なのか子供なのか大人のかも分からない状態が多いです。友達が1000人いたとして、本当に会ったことのある人はどのくらいですか？SNSでつながっている人に「個人情報」や「写真」が悪用される可能性もあることを認識しましょう。

2. 個人情報を記載した投稿
例) 今日、〇月〇日は〇〇さんのお誕生日。みんなでお祝いしました。

基本中の基本。SNS上に個人情報を記載するのは危険です。個人情報というとまず、名前・住所・電話番号、誕生日などがまず思い浮かぶでしょうが、他にも、メールアドレス、通っている学校名、勤務先、顔写真など、さまざまな情報が個人情報に当たります。

3. 自宅や近所、居場所に関する投稿
例) 今日は〇〇教会で子どもたちのキャンプを行っています。

住所や勤務先など直接的な情報を記載しなくても、投稿された写真や文章から、自宅の場所や勤務先など普段あなたがいる場所がわかってしまうことがあります。また、特別な場所にいる時は投稿したくなるもの。しかし、その投稿で、他の人の居場所も分かってしまいます。例えのように子どものキャンプなどで、場所を投稿した場合、子どもたちの安全が守られない可能性があります。

4. 顔が写っている写真や動画の投稿
例) 今日は〇〇〇に来ています。みんなで写真を撮りました。

「写真に写り込んでいるものから、さまざまな情報を読み取られてしまうことがあります。写真に誰かが写っている場合には必ずその方に一言断っておきましょう。子ども・未成年は身の安全やプライバシーなどの問題もあり、特に注意が必要です。最近はZoomを用いることも増えてきました。Zoomの画面を撮影すること、SNSに投稿することも当然、許可が必要です。

5.守秘義務違反
例) ここだけの話し、〇〇〇〇牧師は〇〇教会を辞任するって。

業務上知り得た情報を、許可なく、公言してはいけません。どのような団体においても、その団体に身を置く人は守秘義務があります。たとえば、北九州地方連合加盟教会の情報、各教会員の情報などは、たとえ一部であったとしても、それをSNSで公開するのは、守秘義務違反に当たります。

6.自分のアカウントだから自由という思い込み
例) 〇〇がいると会議が長くなる。嫌だな。早く会議終わって欲しい。

このアカウントは自分のものだから、何でも自由に発言していいのだという感覚があるかもしれません。もちろん、表現は自由であり、言論も保証されています。しかし、「自由」＝「何でもやっていい」ではなく、「自由」という名のもとにある社会的ルール、マナーを守り、その決められた枠の中で「自分らしさ」を見出せる事が自由です。その決められた枠を越えれば「自由」ではなく「身勝手」ということになります。気をつけないと「差別」発言をしていることも。また、「虚偽」の情報を、あたかも「正しい」情報と発信することは、意図的でなるかないかに関わらず、投稿者が大きな責任が伴うことになります。連合のことを投稿する場合は、連合でなく、「自分の意見」であることを明確にする必要があります。

7.いつまでも投稿を放置しない
例) みんなが写っている写真は思い出だからSNSに残して置きたい。

一度、投稿された情報は完全に削除できません。だからこそ、自分の投稿を放置することは危険です。投稿者は、投稿した情報を管理する責任があります。一定期間で投稿を整理するなどを心がけることが大事になります。写真を残して置きたいという思いは「あなただけ」の思いかも。消して欲しいと思っていても、言い出せない人もいるのかもしれません。

8.教会の礼拝配信も十二分に気をつけて
例) 礼拝配信は誰が映っていても問題ない。

教会が動画を配信する時に映る人たちに許可取りをするようにしましょう。様々な事情で映り込みたくない人たちもいるはずです。アーカイブとして残したい場合は牧師の「説教」の箇所だけを切り抜くなどの工夫をするようにしましょう。

SNSは便利であるがゆえに、危険性も伴っています。北九州地方連合はSNSの取り扱いを適切に行いたいと考えソーシャルメディア仕様のガイドライン(案)を作成しています。
これは連合だけの課題でなく、諸教会の課題でもあります。例えば、礼拝配信動画に教会員が映り込むことに関して、きちんと教会でコンセンサスを得ているでしょうか。ぜひ、諸教会においても、SNSの用い方について協議をする時を持つことをおすすめします。

北九州地方連合ソーシャルメディア使用のガイドライン

2022 年 4 月 29 日

バプテスト北九州地方連合総会承認

1.主旨

近年、Facebook、Twitter、LINE、ブログ、動画共有サイト、電子掲示板等のソーシャルメディアはコミュニケーションツールとして用いられ、どこでも、いつでも、誰でも様々なメディアを投稿することが可能となりました。

しかしながら、同時にソーシャルメディアへの不用意・不適切な投稿により、発信者だけでなく、他者を巻き込む事件や事故が発生しています。更に、発信者の意図と違うかたちで、投稿されたものが、第三者により転記、保存され、不適当な投稿内容が投稿者によって完全に削除できないケースも多発しております。また、投稿内容から所属組織や個人が特定され、その結果、発信者本人のみならず、関係者も不利益を被る可能性もあります。

バプテスト北九州地方連合では、諸教会、会員(以下「構成員」と言う)が各々の責任において行うコミュニケーション活動を尊重しつつも、構成員がソーシャルメディアを適切に利用するための基本的な心得として次のとおりガイドラインを定めました。ソーシャルメディアを利用する際は、本ガイドラインの内容を理解し、責任ある行動に努めて下さい。

2.ソーシャルメディアの定義

ソーシャルメディアとは、ソーシャルネットワーキングサービス、動画共有サイト、ブログなど、利用者がインターネットやウェブ技術を用いて特定又は不特定多数のユーザーに情報を発信できるメディアのことを指します。

3. ソーシャルメディア利用の心得

1.（法令遵守）

日本国の法令、バプテスト北九州地方連合が定めた諸規則・申し合わせを遵守して下さい。特に著作権の公正な取り扱いは、重い責務があることを自覚して下さい。また、旅行など国外においては、自らの置かれた状況に応じて、諸外国の法令も遵守してください。

2.（人権の尊重）

多様性と個々人の個性を尊重して下さい。異なる意見や考え方、生き方をお互いに認め合うことをコミュニケーション活動の基本として下さい。

3.（守秘義務・機密情報の取扱）

バプテスト北九州地方連合の構成員として、職務上知り得た守秘義務ある情報、構成員の個人情報を公的に発言しないでください。

4.（正確な情報）

正確な情報を伝えるようにして下さい。意図的か否かにかかわらず虚偽や不確かな情報を発信することは、発信者個人のみならず、連合諸教会、バプテスト北九州地方連合、日本バプテスト連盟全体の信頼を損なうことになります。

5.（免責文の記載）

バプテスト北九州地方連合の構成員であることを明確にした上で、オンラインでのコミュニケーション活動を行う場合は、自身の意見・見解がバプテスト北九州地方連合の意見・見解を代表・代弁するものでないことを明記して下さい。

7.（肖像権・プライバシー保護）

一度インターネット上に発信した情報は、完全には削除できないことを理解し、自身及び他者の個人情報（画像・動画等を含む）を提供することがないよう留意して下さい。

＊肖像権・プライバシー保護については、下記の詳細をお読み下さい。

肖像権

肖像権とは、自分の肖像・容姿を、他人からみだりに撮影、使用、公開されない権利のことです。法律で明文化された権利ではありませんが、憲法上の幸福追求権や人格権のひとつであると解釈され、判例によっても、こうした権利が法律上保護されるべきものであることが認められています。なお、肖像権は、「プライバシー権」と「パブリシティ権」の 2 つから成り立つと考えられています。

プライバシー権

プライバシー権とは、私的な事柄をみだりに公表されず、また、自己に関する情報を自らコントロールする権利をいいます。

パブリシティ権

パブリシティ権とは、芸能人やスポーツ選手のようにその容姿・肖像に商品の販売等を促進する力があり、そこに財産的価値が存在する場合に、これを利用する権利です。たとえば、自分の店に来た著名人を勝手に撮影し、ソーシャルメディアで「有名人の〇〇も来店」などと宣伝すればパブリシティ権の侵害にあたる可能性があります。

つまり、バプテスト北九州地方連合名義によって参集された、諸集会、役員会、その他どのような集まりにおいても、写真・動画等を個人がソーシャルメディアなどにアップすることは、肖像権に違反すると理解することができます。よって、個人において、ソーシャルメディアに動画や写真などをアップする場合は、そのメディアに写っている、写り込んでいる全ての人の承諾を得る必要が生じます。ただし、連合役員会の元に管理されている、連合ホームページ、宣教支援センターのソーシャルメディアなどにおいては、連合役員会、諸集会参加者の承諾を取り、写真や動画を用いる場合があります。

8.（その他）

本ガイドラインについては、ソーシャルメディアの特性上、メディアや社会情勢の変化などに合わせて随時見直しを行うこととします。